

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償)) 〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。  
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下\*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ\*2をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます  
① 前校等の正課中および當校行事に参加してし

①学校等の正課中および学校行事に参加している  
②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる

⑤「学校の施設（寄宿舎を除く）」に関する問題。ただし、「学校等が示した時間くは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

- \* 2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒\*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- \* 3 細菌性食中毒等補償特約が自動で付されます。

2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセット

されています。

必ずお読みください

# 重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明] 契約概要 保険商品の内容をご理解  
いたくための事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約<sup>\*1</sup>を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください<sup>\*2</sup>。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●

疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

\*1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 告知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

#### [告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等<sup>\*1</sup>
- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度の有無<sup>\*2</sup>
- ★：告知事項
- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
- 他の保険契約等<sup>\*3</sup>を締結されている場合には、その内容

\*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

## III ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお受けする商品ごとに異なり、お受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

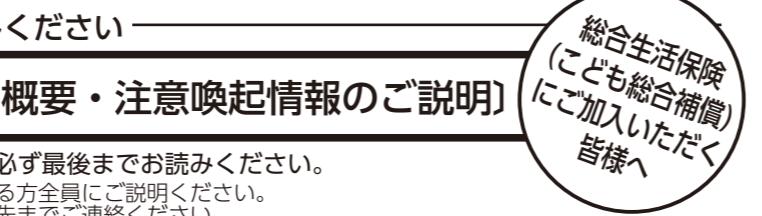
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行った際には変更日・脱退日よりも前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなつた場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。

ご加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいたいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されると

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求<sup>\*1</sup>することができます。返還または



注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まで

ご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の個人情報の取扱いに関するご案内をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつた場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

| 保険期間 | 経営破綻した場合等のお取扱い  |
|------|---|
| 1年以内 | 原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。 |
| 1年超  | 原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。          |

### 5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。  
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

## ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただきます。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。  
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険金をお支払いする主な場合  保険期間

保険金額、免責金額（自己負担額）

保険料・保険料払込方法  保険の対象となる方

### 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。

万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に關し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいているか？

学生（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？

なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は付帯学級に

### 保険の内容に関するご意見・ご相談等

#### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 指定紛争解決機関

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

ナビダイル 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

2024年11月作成 24TC-004257